

## 交通対策特別委員会設置に関する動議

上記の動議を提出する。

令和5年6月12日

瑞穂町議会議長 山 崎 栄 様

提出者	瑞穂町議会議員	下 野 義 子
〃	〃	原 隆 夫
〃	〃	古 宮 郁 夫
〃	〃	下 澤 章 夫
〃	〃	香 取 幸 子
〃	〃	大 和 雅 彦
〃	〃	川 島 靖 弘

## 交通対策特別委員会設置に関する動議

次の要綱に基づき、交通対策特別委員会を設置されたい。

### 交通対策特別委員会設置要綱

#### 1 名 称

交通対策特別委員会とする。

#### 2 設置の根拠

地方自治法第109条及び瑞穂町議会委員会条例第5条による。

#### 3 目 的

委員会は、住民の交通に係る環境の確保及び対策を検討するため、必要な調査活動を行うことを目的とする。

#### 4 委員の定数

委員会の委員の定数は8人とする。

#### 5 調査期間と閉会中の調査

委員会は、議会で調査終了を議決するまで継続し、閉会中も調査を行うことができる。